

工事に係る最低制限価格の設定基準について

原則として予定価格が300万円を超える工事（予定価格が300万円以下の工事であっても、予算執行者が必要と認めた工事）の請負契約に係る競争入札を行う場合には、最低制限価格制度を適用する。

□ 最低制限価格の設定

予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、次に掲げる額（ア）から（エ）の合計額とする。

<p>【土木工事】（一般土木）</p> <p>（ア） 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>（イ） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（ウ） 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（エ） 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>【一般土木工事】（工場製作等）</p> <p>（ア） 直接製作費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>（イ） 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>（ウ） 間接労務費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（エ） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（オ） 工場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（カ） 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（キ） 据付間接費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（ク） 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額</p>	<p>【建築工事】</p> <p>（ア） 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p> <p>（イ） 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>（ウ） 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>（エ） 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額</p>
--	--

【一般土木工事】（電気通信設備等）

（ア）直接製作費の額に10分の9.7を乗じて
得た額

（イ）直接工事費の額に10分の9.7を乗じて
得た額

（ウ）間接労務費の額に10分の9を乗じて得た
額

（エ）共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た
額

（オ）工場管理費の額に10分の9を乗じて得た
額

（カ）現場管理費の額に10分の9を乗じて得た
額

（キ）据付間接費の額に10分の9を乗じて得た
額

（ク）一般管理費の額に10分の6.8を乗じて
得た額

※1) 直接製作費＝機器単体費の10分の6を乗
じた額

2) 間接労務費＝機器単体費の10分の1を乗
じた額

3) 工場管理費＝機器単体費の10分の2を乗
じた額

4) 一般管理費＝一般管理費に機器単体費10
分の2を乗じた額を加算した額

（都市整備課土木係）